

議案第71号 交野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

1. 条例改正の目的

「児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）」が施行されることに伴い、国が定める「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の一部改正が行われることから、本市条例も同様の改正を行う。

2. 条例改正の内容

(1) 第10条(職員) 保育士の定義の見直し

国家戦略特別区域に限り認められていた地域限定保育士制度の一般制度化に伴い、国家戦略特別区域法で定められていた地域限定保育士制度が廃止され、新たに児童福祉法において地域限定保育士制度が創設されたことから、保育士の定義の改正を行うとともに、経過措置として、改正前の国家戦略特別区域法で定める地域限定保育士も保育士に含める改正を行う。

改正前（概要）	改正後（概要）
<p>国家戦略特別区域法で定める地域限定保育士を放課後児童支援員の要件に該当する保育士に含む。</p>	<p>児童福祉法で定める地域限定保育士を放課後児童支援員の要件に該当する保育士に含む。 ※経過措置 改正前国家戦略特別区域法で定める地域限定保育士も保育士に含む。</p>

※大阪府は国家戦略特別区域法に基づき地域限定保育士試験を実施していることから、本改正による影響はないものと見込まれます。

【参考】地域限定保育士制度とは

地域における保育人材確保のため、地域限定で保育士と同様の業務を行うことができる資格制度。

地域限定保育士試験の合格者は、3年間は受験した自治体のみで保育士として働くことが可能ですが、3年経過後は全国で保育士として働くことができます。

**議案第71号 交野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について****(2) 第12条(虐待等の禁止) 所要の改正**

児童福祉法の一部改正により、保育所等の職員による虐待に関する通告義務等が創設されたことに伴い、同法第33条の10に第2項及び第3項が追加されたことから、当該条項を引用する条文の改正を行う。

改正前	改正後
利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる	利用者に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる

3. 施行日 令和7年10月1日



交野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第22号）新旧対照表

新	旧
<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修（以下「認定資格研修」という。）を修了したもの（市が放課後児童健全育成事業者と相談して定める研修計画において、放課後児童支援員としての業務に従事することとなつてから2年以内に認定資格研修を修了することを予定している者を含む。）でなければならない。</p> <p>(1) 保育士（<u>法第18条の29に規定する地域限定保育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有することとされた同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。）</u>の資格を有する者</p> <p>(2)～(10) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第</p>	<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修（以下「認定資格研修」という。）を修了したもの（市が放課後児童健全育成事業者と相談して定める研修計画において、放課後児童支援員としての業務に従事することとなつてから2年以内に認定資格研修を修了することを予定している者を含む。）でなければならない。</p> <p>(1) 保育士（<u>国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第2項</u> _____ _____に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。）の資格を有する者</p> <p>(2)～(10) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第</p>

新	旧
<p>33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>33条の10各号 _____ に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>